

「濃厚接触者の方」に必ずご確認いただきたいこと

新型コロナウイルス感染症と診断された方の「濃厚接触者の方」に必ずご確認いただきたい内容です。感染拡大防止のため、ご協力をお願い致します。

1 健康観察期間について

健康観察期間とは、発症の可能性がある期間で、いわゆる潜伏期間です。

健康観察期間は、診断された方との「最終接触日」を0日目として14日目までです。

診断された方と同居している方の「最終接触日」とは

- (1) 診断された方が自宅療養の場合 = 診断された方の療養終了日
- (2) 診断された方が入院・宿泊療養の場合 = 診断された方が療養施設に移動した日

ご自身のパターンを確認して健康観察期間を確認してください。

(例) 診断された方が自宅療養の場合の例

診断された方の発症日	1月1日
診断された方の療養終了日	1月11日
最終接触日	1月11日
健康観察期間最終日	1月25日
外出可能日	1月26日

検査結果で陰性であっても、健康観察期間は変わりません。

検査の後、発症する可能性があります。

2 健康観察期間中の生活について

毎日体温を測り、症状が出ないか健康状態をご確認ください。

発熱、咳、のど痛等の症状が現れたときには、かかりつけ医、近くの医療機関などに、あらかじめ電話でご相談の上、受診してください。(濃厚接触者であることも伝えてください。)

できる限り外出をお控えください。通勤・通学等もお控えください。

最低限の食料調達等、やむを得ず外出する場合、マスク着用と手指消毒などをしてください。公共交通機関(電車、バス、タクシー、飛行機など)の利用は避けてください。

診断された方とご同居の場合は、接触を避けて感染に十分注意してください。

部屋を分ける、共用部分を消毒するなど

濃厚接触者でない同居者がいる場合も、万一来て備えて、ご家庭内でもマスクを着用する、なるべく生活を分けるなど、できるだけ接触を避けていただくようお願いいたします。